（スポーツ振興投票券に記載する事項）

第四条　［略］

一～三　［略］

四　スポーツ振興投票に係る指定試合等又は特定指定試合等についての投票の内容

五～八　［略］

（電磁的記録）

第四条の二　スポーツ振興投票券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するファイルに記録されたものをいう。）の作成をもって、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録はスポーツ振興投票券と、当該電磁的記録の記録はスポーツ振興投票券の記載とみなす。

（指定試合の結果等の確定及び通知）

第五条　法第二十三条第一項に規定する機構（以下単に「機構」という。）が法第十二条の規定により指定試合の結果等を確定しようとする場合において、その指定試合等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定試合等は開催されなかったものとみなす。

一　第三条第一項の期日又は期間に指定試合等が開始されなかったとき。

二　第三条第一項の期日又は期間に開始された指定試合が開始された日の翌日までに終了しなかったとき。

三　第三条第一項の期日又は期間の最終日から三日以内に指定試合の結果等の確定を行うことができなかったとき。

2　機構は、指定試合の結果等を確定した場合には、文書その他の確実な方法によりセンターに通知しなければならない。

3　センターは、天災地変その他やむを得ない事由により法第十二条の規定による通知を受領することができなかった場合において、機構への照会その他の方法により指定試合の結果等を了知することができたときは、その通知を受領したものとみなすことができる。ただし、それらの方法によってもなおセンターが指定試合の結果等を了知することができないときは、当該試合又は競技会は開催されなかったものとみなす。

（特定指定試合の結果等の確認等）

第五条の二　法第十二条の二第一項の規定による特定指定試合の結果等の確認は、指定組織が公表する当該特定指定試合の結果等に関する情報の確認、指定組織への照会その他の方法により、第三条第一項の期日又は期間の最終日から三日以内に行わなければならない。

2　前項の規定により特定指定試合の結果等を確認する場合において、その特定指定試合等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定指定試合等は開催されなかったものとみなす。

一　第三条第一項の期日又は期間に特定指定試合等が開始されなかったとき。

（スポーツ振興投票券に記載する事項）

第四条　［同上］

一～三　［同上］

四　スポーツ振興投票に係る指定試合等についての投票の内容

五～八　［同上］

［条を加える。］

（指定試合の結果の確定及び通知）

第五条　法第二十三条第一項に規定する機構（以下単に「機構」という。）が法第十二条の規定により指定試合の結果を確定しようとする場合において、その指定試合が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定試合は開催されなかったものとみなす。

一　第三条第一項の期日又は期間に指定試合が開始されなかったとき。

二　第三条第一項の期日又は期間に開始された指定試合が開始された日の翌日までに終了しなかったとき。

三　第三条第一項の期日又は期間の最終日から三日以内に指定試合の結果の確定を行うことができなかったとき。

2　機構は、指定試合の結果を確定した場合には、文書その他の確実な方法によりセンターに通知しなければならない。

3　センターは、天災地変その他やむを得ない事由により法第十二条の規定による通知を受領することができなかった場合において、機構への照会その他の方法により指定試合の結果を了知することができたときは、その通知を受領したものとみなすことができる。ただし、それらの方法によってもなおセンターが指定試合の結果を了知することができないときは、当該試合は開催されなかったものとみなす。

（特定指定試合の結果の確認等）

第五条の二　法第十二条の二第一項の規定による特定指定試合の結果の確認は、指定組織が公表する当該試合の結果に関する情報、指定組織への照会その他の方法により、第三条第一項の期日又は期間の最終日から三日以内に行わなければならない。

2　前項の規定により特定指定試合の結果を確認する場合において、その特定指定試合が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定指定試合は開催されなかったものとみなす。

一　第三条第一項の期日又は期間に特定指定試合が開始されなかったとき。